

議案第 4 0 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第 1 条 各種委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年日出町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 0 3 条の 2 第 4 項」を「第 2 0 3 条の 2 第 5 項」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 4 0 年日出町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年日出町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条中の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「この条例の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改め、「、第2条から前条までの規定にかかわらず」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年日出町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(日出町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 日出町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年日出町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。